

名古屋港管理組合職員の退職管理について

1 働きかけの禁止

再就職した元職員は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。

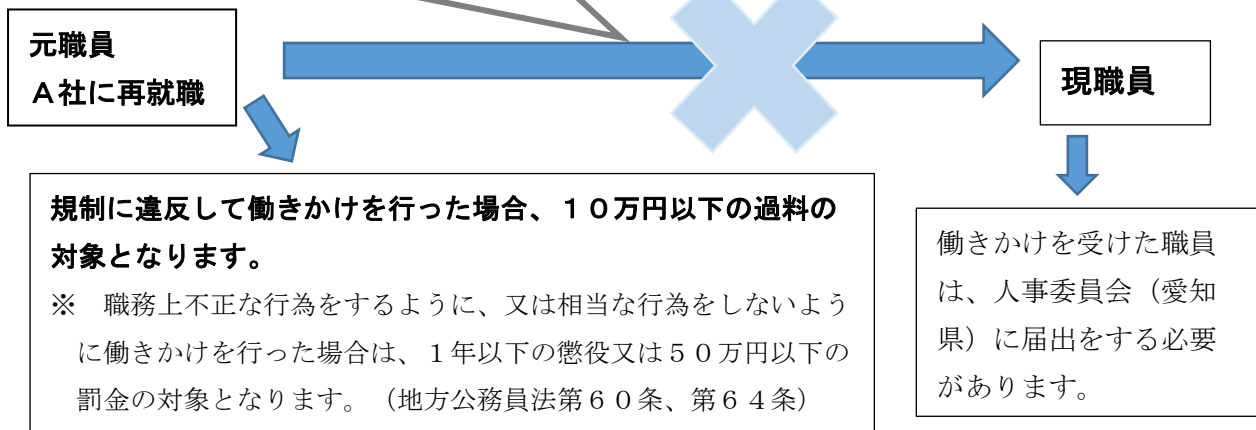
(在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。)

平成28年4月の地方公務員法の改正により、再就職した本組合退職者が、現職の職員に対して、本組合と再就職先との間の契約や処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)で、離職前5年間又は一定の職に就いていた間の職務等に係るものについて、要求・依頼(働きかけ)を行うことが禁止されます。

再就職先との契約等事務で、離職前5年間の職務に係るものについての要求・依頼

(例1) この仕事をA社に委託してください。

(例2) A社への処分を軽くしてください。



働きかけの禁止の範囲 (地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第2条)

- 在職していた執行機関の組織等の職員に対し、**離職後2年間**、再就職先に関する契約等事務であって**離職前5年間の職務に属するもの**に関する働きかけを禁止
- 上記に加え、**離職前5年より前に課長級以上の職**に就いていた時の職務に属するものに関しても、**離職後2年間**、働きかけを禁止
- 最終決裁者として**自ら決定した契約等事務**に関する働きかけは、**期限の定めなく**禁止

働きかけ禁止の例外となる場合 (地方公務員法第38条の2第6項)

- 行政庁からの指定・登録・委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合
- 法令や地方公共団体との契約・処分に基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- 法令に基づく申請や届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- 法令や慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合

2 再就職状況の届出

管理監督者の地位にあった元職員は、退職後2年間、再就職状況の届出が必要です。

改正地方公務員法を踏まえ、職員の退職管理に関する条例及び同規則を制定しました（いずれも平成28年4月1日施行）。この条例、規則に基づき、課長級以上の職に就いていた元職員は、退職後2年間、再就職をした場合や変更があった場合に、本組合へ届出をする必要があります。

また、届出の内容は、名古屋港管理組合公式ウェブサイトなどで公表します。

届出内容・公表時期など

(職員の退職管理に関する条例第3条、第4条 同規則第21条から第24条)

- 届出が必要な元職員
課長級以上の職に在職したことのある元職員
- 届出が必要な場合
本組合退職後2年間に再就職したとき、又は届出内容に変更が生じたとき
- 届出内容
再就職日、再就職先の名称、再就職先の業務内容・地位など
- 届出時期・届出先
再就職後速やかに（原則1月以内）退職時の所属へ提出
- 公表時期等
届出内容を取りまとめ毎年8月末までに公表